

## B-1

## 一級建築士の処分事例に見る戸建木造建築物の潜在的構造欠陥についての考察

### Considerations on Latent Structural Defects of Wooden houses in punishment case of The 1st-class Kenchikushi

○小久保彰<sup>1</sup>Akira Kokubo<sup>1</sup>

Abstract: The design of the building is a business of the Kenchikushi who does based on the Kenchikushi Law. The Kenchikushi who did an insincere business becomes the object of the disciplinary action. The Wooden house where Structural Regulations are not filled is designed and there are a lot of cases where punishment is received according to material of making public. This paper is consideration on Latent Structural Defects of Wooden houses from these cases.

#### 1. はじめに

建築物の設計は、建築士法（以下、「士法」とする）に基づいて行う建築士の業務であり、業務について不誠実な行為を行った場合、士法第 10 条に基づく懲戒処分の対象になる。国土交通省では一級建築士の懲戒処分について公表<sup>[1]</sup>などを行っているが、公表資料からは構造計算書偽装問題発覚後の 2005 年 12 月以降、構造関係規定を満たさない設計を行ったことにより処分の対象とされた事例が数多く確認され、その原因には、構造計算書偽装のような故意によるものばかりではなく、設計の誤り等の過失によるものも多く存在する。

本論は、一級建築士の処分事例についての公表資料における構造関係規定に関する事例から、戸建木造建築物の構造安全に係る隠れた瑕疵の存在（潜在的構造欠陥）について考察するものである。

#### 2. 一級建築士の処分事例

士法では、懲戒処分における懲戒事由として「この法律（士法）若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に違反したとき」及び「業務に関して不誠実な行為をしたとき」の 2 項目があげられており、該当する行為が一級建築士によるものである場合、一級建築士の懲戒処分の基準<sup>[2]</sup>に従い、免許取消や業務停止、戒告、もしくは行政指導に当たる文書注意の処分が行われ、さらに処分と併せて、それぞれの処分に対応した懲役、罰金等の罰則規定が科せられる。また、処分を受けた建築士は、

その氏名、登録番号、処分内容、処分理由等が公告され、一般の閲覧に供される建築士名簿に、処分内容や処分年月日等が記載される。平成における建築士の懲戒処分等の件数は、平成 22 年度までの間に実に 800 ほどにもなり、毎年度相当数の建築士が懲戒処分を受けている<sup>[3]</sup>。文献 3 では、懲戒処分における最も厳しい内容である「免許取消」の処分を受けた一級建築士が、平成 16 年度まではほとんど見られないが、構造計算書偽装問題発覚後の平成 18 年度からは毎年度、多い年度では 10 人を超えて存在することが示されている。Figure 1 に、国土交通省より公表されている平成 17 年から平成 23 年までの一級建築士の懲戒処分<sup>[1]</sup>などにおける、業務停止以上の処分とされた 319 人についての懲戒事由を示す。Figure 1a) より、違反設計（本論では、設計に関する不誠実行為を含める）を事由として懲戒処分とされた一級建築士が全体のほぼ半数を占め、Figure 1b) より、その違反設計の内容の 8 割以上が構造関係規定に関するものであることがわかる。

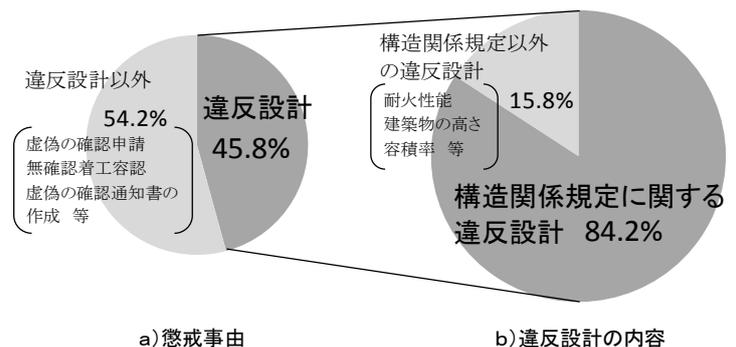


Figure 1. Reason for discipline of the 1st-class Kenchikushi

1 : 博士 (工学)、Dr.Eng

Figure 2 は、Figure 1 に示した構造関係規定に関する違反設計により処分とされた一級建築士の処分内容（業務停止月数）とその処分者数について違反事由ごとに示したもの（国土交通省公表資料<sup>[1]</sup>など及び文献 4 をもとに作成）である。処分内容は、懲戒事由に応じて文献 2 により決定されるが、違反設計には重い処分が科せられており、「建築物の倒壊・破損、人の生命・身体への危害の発生に繋がるおそれのある技術基準規定違反の設計」の場合、業務停止 6 月以上（ただし、行為者の意識や是正等の対応、社会的影響により加重・軽減がなされる）となる。Figure 2 に示すように、戸建木造建築物の壁量の不足を事由とする違反設計により処分とされた一級建築士が最も多く、全体のおよそ 5 割（123 人中 62 人）を占め、業務停止 6 月以上の建築物の倒壊等に繋がるおそれのある違反設計とみなされる事例に着目すると、そのおよそ 6 割（81 人中 50 人）、最も厳しい処分内容である免許取消においては、そのおよそ 7 割（40 人中 27 人）となっており、処分内容も他の事由に比べ厳しいものが多い。この壁量の不足という違反設計に至った原因を Figure 3（文献 4 をもとに作成）に示すが、いずれも構造計算書偽装のような明らかな故意によるものとは断定できない、設計における誤りである。

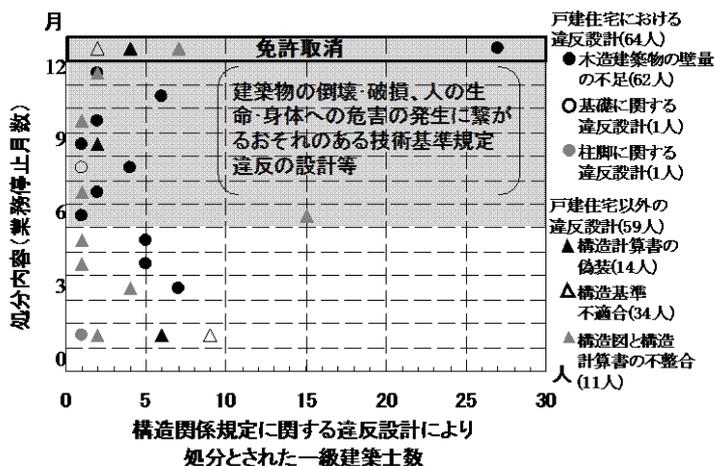


Figure 2. Content of punishment and number of the 1st-class Kenchikushi of those who punish

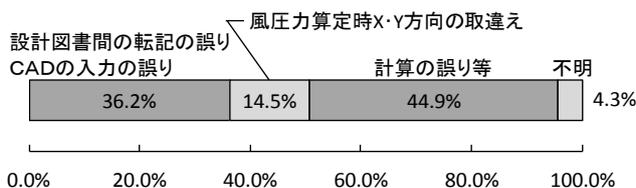


Figure 3. Cause of violation design in Wooden house

### 3. 一般消費者の建築物の構造安全に関する意識

国土交通大臣による指定を受け、住宅相談業務を行

っている住宅リフォーム・紛争処理支援センターの2011年の報告<sup>[5]</sup>によれば、2010年度の相談における不具合事象について、外壁等のひび割れや雨漏り、仕上材等のはがれが多くを占めることが示されており、一般消費者は、外観目視により確認可能な不具合については意識の高いことがうかがえる。一方、構造安全に関する相談は見られない。一般消費者の構造安全に関する意識について、谷ら<sup>[6]</sup>は一般消費者を対象としたアンケート結果から、一般消費者は「法律によって保護されるべき」、「専門的な問題で難しい」と考えていることを示し、石川ら<sup>[7]</sup>は、様々な媒体から抽出した意見を基に、一般消費者の多くは第三者として建物をチェックする側が責任をもつべきであると考え、法律、専門家への期待が大きいことを示している。

### 4. まとめ

近年、業務停止以上の懲戒処分とされた一級建築士の懲戒事由には、構造関係規定に関する違反設計、とりわけ、過失に起因する戸建木造建築物における壁量の不足による違反設計が多く、処分者数のみならず、処分内容の重さにおいても際立っている。一般消費者は、外観目視により確認可能な不具合についての意識は高いが、構造安全の確保については法律や専門家にゆだねる傾向にある。既に竣工した建築物に設計の隠れた瑕疵が存在する可能性は否定できず、建築設計者は、自らの過失による潜在的構造欠陥の存在の可能性を認識し、その発生防止に努めなければならない。

### 5. 参考文献

- [1] 国土交通省：<http://www.mlit.go.jp/index.html>
- [2] 国土交通省：国住指第 3163 号，2008.
- [3] 建築技術教育普及センター：建築士定期講習テキスト平成 24 年度第 1 版，pp.106-107，2012.4.
- [4] 建築技術教育普及センター：構造設計一級建築士定期講習テキスト，pp.226-228，2012.8.
- [5] 住宅リフォーム・紛争処理支援センター：相談統計年報 2011，59pp，2011.10.
- [6] 谷、高橋、平田、藤谷、青木：建築の安全性に関する使用者の意識調査(その 2)建物の安全の考え方と責任の所在，日本建築学会大会学術講演梗概集(九州)，pp.25~26，1998.9
- [7] 石川、竹俣：構造安全性能に関するリスクコミュニケーションのあり方—その 2 耐震偽装問題にみる消費者が求める建築—，日本建築学会大会学術講演梗概集(九州)，pp.15~16，2007.8